

工事関連業務委託の最低制限価格等の範囲・算定基準の改正について

- 1 ダンピング対策の更なる強化のため、国の見直しに準じ、本市発注の工事関連業務委託の最低制限価格・低入札調査基準価格の範囲・算定基準を引き上げます（詳細は、下表を参照）。
- 2 上記1は、平成31年5月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

	現行	改正後（H31.5.1～）
測量	【範囲】 予定価格の3分の2～ <u>80%</u> 【算定基準】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の48% } 合計額	【範囲】 予定価格の3分の2～ <u>82%</u> 【算定基準】 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費の48% } 合計額
地質調査	【範囲】 予定価格の3分の2～85% 【算定基準】 ①直接調査費 ②間接調査費の90% ③解析等調査業務費の80% ④諸経費の <u>45%</u> } 合計額	【範囲】 予定価格の3分の2～85% 【算定基準】 ①直接調査費 ②間接調査費の90% ③解析等調査業務費の80% ④諸経費の <u>48%</u> } 合計額

※ 上記算定基準で算定した合計額にランダム係数（1.000から1.01までの範囲内で、0.001単位で無作為に抽出した数）を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額）に100分の108又は110を乗じて算出します。

ただし、ランダム係数は、適用除外を試行実施する案件を除きます。

※ 建築設計・設備設計，土木設計，補償調査は，変更ありません。